

羽衣レガッタ競漕・練習規定

(目的)

第1条 この規定は、羽衣レガッタ競漕の練習を安全且つ円滑に行うことを目的とする。

(練習時間)

第2条 練習は、実行委員会が指定した日時に実施すること。

(練習海域と安全航行)

第3条 練習は指定された海域内で行い、安全に航行できるよう努めなければならない。

- (1) 練習海域は、清水真崎灯台から廃棄物処理場防波堤西端を結んだ間の南側とする。
- (2) 海上で航行する全ての船舶は、右側航行を厳守しなければならない。
- (3) 他の船とすれ違う場合は、相手の船舶を必ず左斜め前方に見て対向すること。
- (4) 海上では常に周囲を見張り、衝突防止に努めなければならない。
- (5) 練習中は、天候の変化・風向き・波の高さなどに注意し、少しでも不安があったら直ちに引き返すこと。

(練習と申込方法)

第4条 羽衣レガッタ競漕に参加するチームは、定められた日時に練習をすることができる。

- (1) 練習期間と練習日時は、第1回監督者会議において説明をする。
- (2) 練習の申込は、第1回監督者会議中に行うものとし、同会議以降でも申込・変更をすることができる。
変更する場合は、指定された連絡先に届け出て、既に決まっている練習に影響がないことを確認してもらう。
同一時間帯に多数のチームが申し込みをした場合は、各チームの代表者間で事前に調整を行うものとする。
- (3) 予定していた練習を中止する場合は、直ちに指定された連絡先へ報告をすること。
- (4) 無断で中止したことによって当該関係者に多大な迷惑を掛けた場合は、出場停止の対象となることがある。

(乗船人数と年齢制限)

第5条 練習を行う場合は、安全に航行するために定められた乗船人数と年齢制限を厳守すること。

- (1) 舵取り1名と太鼓手1名は必ず乗船し、漕ぎ手は12名以上22名以下であること。
- (2) 乗船人数が不足する場合は他チームとの乗合いで、安全最少定員14名を確保すること。
- (3) 如何なる場合であっても、最大搭載人員25名を超えて乗船させてはならない。
- (4) 乗船する者は、中学生以上であること。

(救命胴衣着用義務)

第6条 練習舟に乗船する者は、泳力に関係なく、浮力7キロ以上のライフジャケットを全員が着用しなければならない。

(用具の取扱)

第7条 練習に使用する用具は大切に扱うこと。

- (1) パドルの先端部分をぶついたり、地面に接触させないようにすること。
- (2) 練習後、使用した舟及びパドル等は水で洗い流し、所定の場所に戻すこと。
ライフジャケットは、天日干しなどをしてから所定の場所に戻すこと。
- (3) 練習中に用具を破損したチームは、速やかに関係者に申し出ること。
- (4) 乱暴な取扱によって用具を破損させた場合は、実行委員会の協議によって出場を停止させることができる。
また、破損した用品について弁償させることができる。

(安全管理と責任)

第8条 練習に参加する場合は乗船単位ごとに責任者を定め、責任者は事故が発生しないよう常に心がけること。

- (1) 責任者は、練習に参加する者に対して、この練習規定を説明して厳守させること。
- (2) 持病や体調不良のある人は、事前に医師の診断を受けてから練習に臨むこと。
- (3) 練習中に発生した事故・病気・怪我等については、練習に参加した団体又は当事者が責任を追うものとし、これらについて主催者（実行委員会）は一切の責任を負わない。

(練習の中止)

第9条 次の場合は速やかに練習を中止すること。

- (1) 風速12m、波高1m以上の場合
- (2) 風速または波高が基準値以下であっても、安全に練習することが困難と判断した場合、または少しでも不安がある場合
- (3) 強風・落雷・豪雨など、天候が悪化した場合や、悪化する恐れがある場合
- (4) 実行委員会（役員、係員）が中止と判断した場合

附則

(施行期日)

この規則は、平成23年4月14日から施行する。

この規則は、平成24年3月16日から施行する。(改訂)

この規則は、平成28年4月10日から施行する。(改訂)